

議案第49号

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月7日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中

認知症初期集中支援チーム検討委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長
特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長

を

認知症初期集中支援チーム検討委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長
---------------------	----	--------	------	-----

に

改め、同表に次のように加える。

介護保険施設整備事業者選考委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長
--------------------	----	--------	------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号 説明資料

【条例改正の概要】

介護老人保健施設整備事業者を選定するに当たり、公平かつ適正な選考を行うため「阿見町介護保険施設整備事業者選考委員会」の設置に伴い、「阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」（以下「条例」という。）を一部改正するものです。

【主な改正点】

条例別表中の「特別養護老人ホーム整備事業者選考委員会委員」を削除するとともに、「介護保険施設整備事業者選考委員会委員」を追加し、改めます。（別表（第1条、第3条、第4条関係））